

30 高教政第 808 号
平成 31 年 2 月 15 日

教育委員会事務局各所属長 様
各県立学校長 様

教 育 長

公務員倫理の確立と綱紀の粛正について（通知）

このことについては、これまでも機会あるごとに注意を喚起してきましたが、このたび、知事部局において、高知県青少年保護育成条例違反で罰金の略式命令を受けた職員に対し、停職 3 月の懲戒処分が行われました。

県民の皆様の信頼を損なうような事態が生じたことは、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

今一度、職員一人ひとりが、公務員としての自覚を新たにし、県民の期待と信頼を裏切ることのないように努めなければなりません。

については、管理監督の立場にある職員は、臨時的任用職員及び非常勤職員を含む全職員に対し、下記の事項について徹底し、綱紀の粛正を図ってください。

記

- 1 職員は、率先して法令を守るべき立場にあること。
- 2 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと。
- 3 一部の不心得な職員の不祥事が、県民の皆様からの県職員全体への信頼を損ない、多くの真面目な職員に迷惑を及ぼすだけでなく、県政全体に対する不信を招くこと。